新型コロナウイルスに対する本学の海外渡航及び受入等の対応について（6月1日更新）

令和4年6月1日
徳島大学危機対策本部

1. 海外渡航について

外務省が設定している感染症危険レベルにかかわらず学生及び教職員の出張・研修による海外渡航は原則禁止とし，私事渡航については自粛してください。

ただし，やむを得ない事情で渡航する必要がある場合の渡航申請等の手続きについては，下記を参照してください。

・ 教職員：新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針の更新について
・ 学　生：授業実施・学生生活及び課外活動について
https://www.tokushima-u.ac.jp/about/virus/index.html

2. 海外からの帰国について

（1）海外からの帰国後は，滞在国に応じて，検疫所が指定する宿泊施設または自宅等で，入国した次の日から厚生労働省が定める「水際対策に係る新たな措置について」に示す期間は待機してください。
なお，最新情報は下記ホームページをご確認下さい。

・厚生労働省　水際対策に係る新たな措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（2）発熱・咳等の風邪の症状が発現した場合は，医療機関には直接行かず，「かかりつけ医」又は受診・相談センター（保健所）に相談するとともに，就学・就業上の手続きについて徳島大学ホームページで確認してください。

・ 教職員：新型コロナウイルス感染症に関する就業措置について
・ 学　生：授業実施・学生生活及び課外活動について
https://www.tokushima-u.ac.jp/about/virus/index.html

3. 留学生及び外国人研究者の新規受入について

（1）国費外国人留学生

文部科学省の指示による感染防止措置を講じ，入国が例外的に認められた国費外国人留学生は受け入れるものとします。

（2）私費外国人留学生及び外国人研究者

令和4年3月1日以降，新規入国を申請する外国人については，日本国内に所在する受入責任者が入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合「特段の事情」があるものとして，新規入国を認められることから，新規の受け入れについては受入部局の長の判断に基づき，入国許可のための誓約事項を確約し，大学からの指示に従うことを条件に私費外国人留学生及び外国人研究者を受け入れることとします。

※　水際対策措置の見直しにより，入国時の待機期間・待機場所は，「待機指定国」からの入国か否か，条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否かによって変更となります。

また，入国後24時間以内に待機場所へ移動する場合に限り，公共交通機関の使用が可能となります。

・ 外務省「国際的な人の往来再開による新規入国のための査証(ビザ)の申請について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

【参 考】
・ 外務省「海外安全ホームページ」
https://www.anzen.mofa.go.jp/
・ 外務省「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
・ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
・ WHO(世界保健機関) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報特設ページ
https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage
・ 徳島県ホームページ
(新型コロナウイルス感染症について，FAQ・相談窓口)
https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5034012

【問合せ先】
学務部国際課留学生支援係
電話：088-656-7079，8105
e-mail：ryugakuk@tokushima-u.ac.jp